

# 青森県報

第三千八百二十五号

平成二十六年  
四月二日  
(水曜日)

雑 報

平成二十六年度調理師試験の実施について……………(保健衛生課) ……五

## 告 示

青森県告示第二百八十四号

次のとおり住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項に規定する指定情報処理機関について変更があったので、地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第五条第三項の規定により適用される住民基本台帳法第三十条の十四第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 変更後の名称
- 二 地方公共団体情報システム機構
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 東京都千代田区一番町二五
- 五 変更年月日
- 六 平成二十六年四月一日

青森県告示第二百八十五号

次のとおり電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)第三十四条第一項に規定する指定認証機関について変更があったので、地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)附則第七条第二項の規定により適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十八条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

## 目 次

### 告 示

住民基本台帳法による指定情報処理機関の名称の変更……………	(市町村課) ……一
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律による指定認証機関の名称及び主たる事務所の所在地の変更……………	(情システム課報) ……一
消費者安全法による消費生活センターの設置の一部改正……………	(県民生活文化課) ……二
指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) ……二
障害者の雇用の促進等に関する法律第二十八条に規定する業務を行う者の指定……………	(労政・能力開発課) ……二
選挙管理委員会……………	
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正……………	(事務局) ……三
人事委員会……………	
労働基準法別表第一の号別区分の一部改正……………	(職員課) ……三
公安委員会……………	
少年指導委員の委嘱……………	(少年課) ……三
収用委員会……………	
公示送達……………	(監理課) ……五

一 変更後の名称

地方公共団体情報システム機構

二 変更後の主たる事務所の所在地

東京都千代田区一番町二五

三 変更年月日

平成二十六年四月一日

青森県告示第百八十六号

平成二十一年九月十四日青森県告示第百六十四号（消費者安全法による消費生活センターの設置）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

名 称	住 所	事務を行う日及び時間	
青森県消費生活センター	青森市中央三丁目二〇の三〇	月曜日から金曜日まで（青森県の休日に関する条例（平成元年三月青森県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）	午前九時から午後五時三十分まで
		日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く。）	午前十時から午後四時まで

青森県告示第百八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第一号の規

定により公示する。

平成二十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業を行う事業所	廃止年月日
社会福祉法人求道舎	上北郡七戸町字館野三三二の一五	就労移行支援	上北郡野辺地町字下松ノ木平一九の七	平成二六・三・三
社会医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	共同生活援助	三戸郡階上町蒼前一丁目九の一	"
社会福祉法人求道舎	上北郡七戸町字館野三三二の一五	就労移行支援	上北郡七戸町字館野三三二の一五	"
社会福祉法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	共同生活援助	三戸郡階上町蒼前一丁目九の一	"

青森県告示第百八十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第一項の規定により、次のとおり同法第二十八条に規定する業務を行う者を指定したので、同法第二十七条第二項の規定により公示する。

平成二十六年四月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所	事務所の所在地	指定に係る地域	指定年月日
社会福祉法人桜木会	むつ市中央二丁目一三の二五	むつ市赤川町一の一の二二	むつ市、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村の区域	平成二十六年四月一日

選挙管理委員会





町一番から十一番まで、大湊駅周  
辺(大湊新町一番から七番まで、大  
湊新町四番から七番まで、大湊  
新町二〇番から二二番まで)、駅通  
り周辺(中央二百七番、旭町四番)  
の区域

### 収用委員会

#### 公示送達

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令(昭和二十六年政令第354(四十一号)第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十六年四月二日

青森県収用委員会会長 赤津重光

- 一 送達すべき裁決書の名称  
平成二十六年三月二十四日付け裁決書(青収委第四十三号)
- 二 送達を受けるべき者  
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所  
一の裁決書は、青森県国土整備部監理課内におきつて保管しつつあるのび、ごつてその交付を受けることができます。
- 四 その他  
一の裁決書は、平成二十六年四月二十一日をもって送達があったものとみなされ  
ます。

氏名	住所

持分5分の1 株式会社第一商運	住所不明 青森県三戸郡階上町大字角折字蒼前9番地1666
持分15分の1 株式会社山憲運輸	住所不明 青森県八戸市江陽四丁目7番23号

### 雑報

#### 平成26年度調理師試験の実施について

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第2項の規定により青森県知事から委任された調理師試験について、次のとおり実施する。

平成26年4月2日

公益社団法人調理技術技能センター  
理事長 宇都宮 久俊

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時  
平成26年8月23日(土曜日)午後1時30分から午後3時30分まで
  - (2) 場所  
青森県立保健大学(青森市大字浜館字間瀬58の1)
- 2 受験申請書の配布期間及び配布場所
  - (1) 配布期間  
平成26年4月21日(月曜日)から同年6月5日(木曜日)まで
  - (2) 配布場所  
青森県健康福祉部保健衛生課  
県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室(県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。)
- 3 受験申請書の受付日時及び場所
  - (1) 一般郵送受付  
平成26年4月21日(月曜日)から同年6月5日(木曜日)まで

電話 017 (734) 9213

(同日消印有効)

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号 JACCビル5階

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当あて

(2) 団体窓口受付 (5名以上で、電話連絡が必要)

平成26年5月7日(水曜日)から同年6月2日(月曜日)までの平日の午前9時から午後5時まで

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

4 受験資格

(1) 学歴

ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者(中学校卒業以上の者)

イ 旧制国民学校高等科を修了した者及び旧制中学校2年の課程を終わった者又は厚生労働大臣が同等と認める者

(2) 職歴

調理師法施行規則第4条に定める施設で、2年以上調理業務(原則週4日以上かつ1日6時間以上)に従事した者

5 受験手数料

6,100円

6 合格発表の日時等

(1) 日時

平成26年9月29日(月曜日)

(2) 掲示場所

公益社団法人調理技術技能センター掲示板

青森県庁東側掲示板及び県内各地域県民局地域健康福祉部保健総室掲示板(県内各保健所。ただし、青森市保健所は含みません。)

(3) ホームページ

公益社団法人調理技術技能センターホームページアドレス  
<http://www.chouri-ggc.or.jp/>

7 問い合わせ先

(1) 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

電話 03 (3667) 1815

(2) 青森県健康福祉部保健衛生課

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭